

平成17年排出ガス基準(新長期規制)を制定

平成15年9月30日

国土交通省は、今般(9月26日付)、乗用車、トラック及びバスの排出ガス基準を改正し、世界一厳しい規制、いわゆる「新長期規制」の基準を制定しました。

10月1日から、これに基づき新型車の審査を行うことが可能となります。

今回の排出ガス基準の改正は、平成14年4月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第五次答申)に基づくものであり、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)を一部改正することにより実施するものです。

具体的には、排出ガス規制値が、従来の規制値(新短期規制値)よりも乗用車では窒素酸化物(NO_x)が55%、炭化水素(HC)が55%削減され、また、トラック、バス(重量車)では、粒子状物質(PM)が85%、窒素酸化物(NO_x)が40%、炭化水素(HC)が80%削減されることとなります。

なお、昨年9月から道路運送車両の保安基準の細目事項を告示に規定する作業を段階的に行ってきましたが、今回の排出ガス規制の強化及びその他の改正により、告示化作業はすべて終了しました。

改正の概要

(1)自動車排出ガス基準値の強化……………(添付資料1)

(2)排出ガスの測定方法の改正……………(添付資料2)

重量車の排出ガスの測定方法について、定常走行モード(13モード)から、より実走行の評価に適した過渡走行モード(JEO5モード)に変更する。

規制適用時期

平成17年10月1日(継続生産車は、平成19年9月1日)

新長期規制による削減効果(中央環境審議会第五次答申による)

対象となる自動車すべてが新長期規制適合車に代替した場合、自動車からの総排出量は、平成12年度と比較し、

PMで約94%(約6.4万トン 約0.4万トン)

NO_x で約66%(約64万トン 約21万トン)

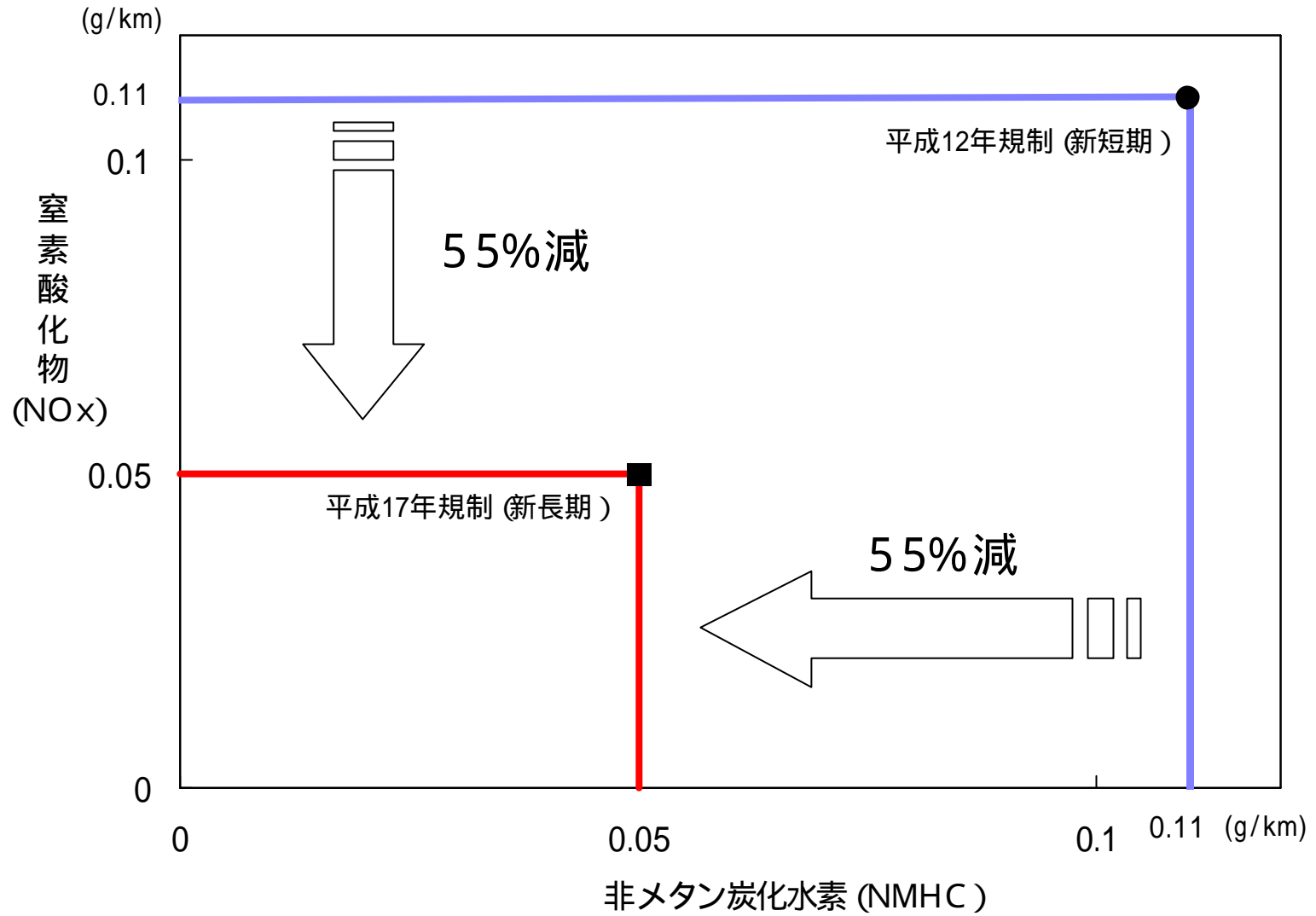
HCで約93%(約20万トン 約1.4万トン)

削減される。

(前提条件)

自動車交通量、車種構成割合が平成12年度と同じと仮定

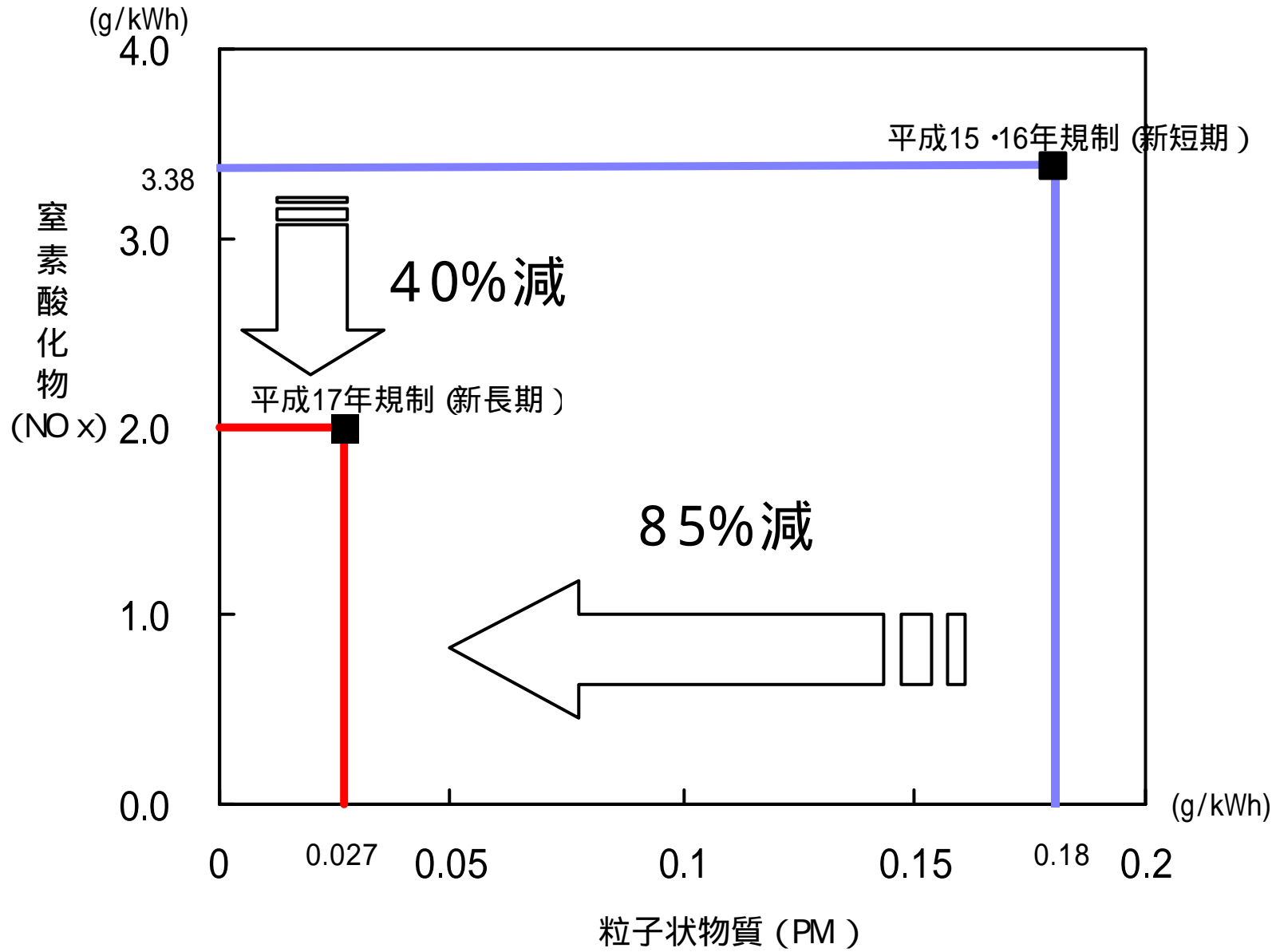
ガソリン乗用車の排出ガスレベル



注) 排出ガス値は、平成17年排出ガス基準に係る試験モードで換算等を行っている。

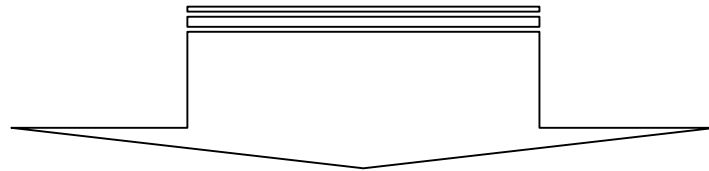
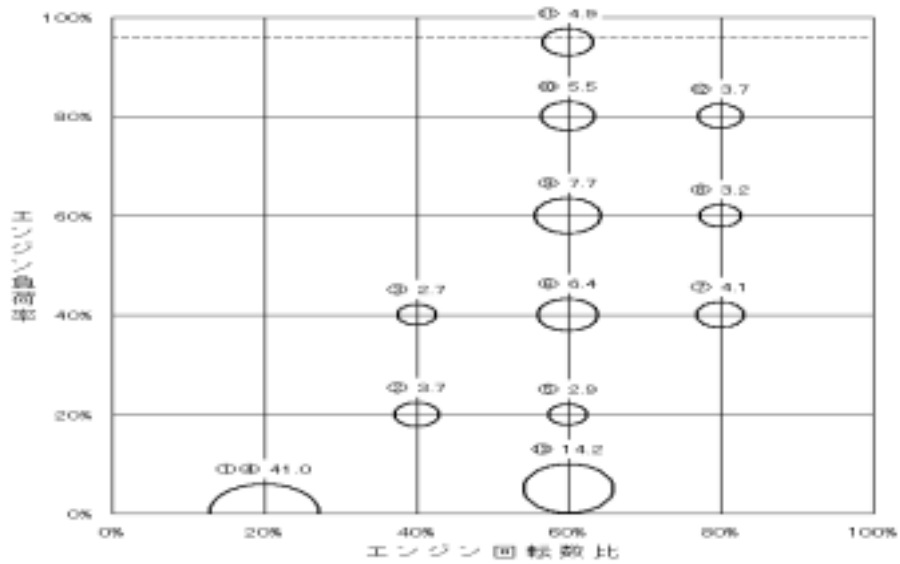
(別添1)

ディーゼル重量車の排出ガスレベル



重量車の排出ガス測定方法の変更

定常走行モード (13モード)



過渡走行モード (JE05モード)

